## 日報私学

2015

2

Vol.206

日本私立学校振興・共済事業団広報











「創造的人間」を育成する大学・創価大学は、創立50周年(2020年)を目指して「創価大学グランドデザイン」に基づく10年間の計画が進行中です。昨年、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択され、「人間教育の世界的拠点」への発展を加速しています。 写真提供:学校法人 創価大学(東京都八王子市)

### CONTENTS

●平成25年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況	2
●平成26年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの報告	5
●連載③「魅力あふれる学校づくりを目指して」	
大学図書館における学生の主体的運動と外部資金の活用	7
●特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の実施勧奨	S
●資格取得・資格喪失報告書の事前受付	10
●任意継続加入者制度のご案内/75歳以上加入者の喪失等の報告	11
●被扶養者認定申請事例集③・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
• INFORMATION	14
●宿泊施設のご案内/融資事業のご案内	16

## 平成25年度決算集計からみた 短期大学・高等学校の財務状況

OMを作成しました。 校・中学校・小学校編)』 成26年度版 私学財政 タを集計した『平成26年度版 法人基礎調査」を基に25年度決算デー 私学事業団では、 (大学·短期大学編)』 今日の私学財政 「平成26年度学校 の C D R (高等学 と平 今日の

ら運用資産と要積立額について分析し 収支差額比率について、貸借対照表か データより、 今回は、『今日の私学財政』 消費収支計算書から帰属 の集計

> として、 のであると言えます。 学校法人の収支状況を端的に表したも かねません。 資金繰りに支障を来たすことにもなり こととなれば経営にも影響を及ぼし、 マイナスの状況が長期間続く したがって、 この比率は

### (1) 大学法人

これは、法人合併に伴う現物寄付の受 と考えられます け入れが複数発生したことが主な要因 2%から6・0%へ上昇しています。 帰属収支差額比率は、 24年度の5

減少しています。 法人数も24年度の42法人から33法人に 度の34・9%から下降しています。 で、その割合は31・9%となり、 法人数は543法人のうち173法人 次に同比率がマイナスとなっている 同比率がマイナス20%未満の 24 年

帰属収支差額比率及びマイナスの割合(法人別)

となります。

同比率がマイナスとなっ 自己資本を取り崩すこと

なお、

個別の学校法人で発生した部

た要因が臨時的な事由による場合は別

門廃止に伴う資産処分差額を除けば全

当年度の帰属収入で消費支出を賄うこ

4%からマイナス1・2%へ下降して

帰属収支差額比率は24年度の3

に、同比率がマイナスに転じた場合は、

を継続していくことが重要です。反対

(2)

短期大学法人

全化のためには同比率がプラスの状態

の充実につながることから、

経営の健

のプラス幅が大きくなるほど自己資本

の帰属収入に対する割合です。

同比率

ら消費支出を差し引いた帰属収支差額

帰属収支差額比率とは、

帰属収入か

法人種別の帰属収支差額比率(表1)

区分	集計	帰属収入計	消費支出計	帰属収支差額	帰属収支 差額比率	帰属	収支差額比率が -	マイナス(0%末	%未満) △20%未満)		
年度	法人数	(A)	(B)	(C=A-B)	(B) (C=A-B)	(C=A-B)	左領几年 (C/A)	法人数	割合	法人数	U%末凋) 割合
	法人	百万円	百万円	百万円	%	法人	%	法人	%		
21	536	5,756,192	5,545,497	210,695	3.7	215	40.1	56	10.4		
22	532	5,800,626	5,533,837	266,789	4.6	203	38.2	57	10.7		
23	541	5,995,876	5,808,861	187,015	3.1	226	41.8	54	10.0		
24	539	5,940,168	5,629,027	311,141	5.2	188	34.9	42	7.8		
25	543	6,069,106	5,705,419	363,687	6.0	173	31.9	33	6.1		

(2) 短期大	学法人								
区分	集計法人数	帰属収入計 (A)	消費支出計 (B)	帰属収支差額 (C=A-B)	帰属収支 差額比率	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)			
年度	<b>法人</b> 数	(A)	(B)	(C=A-B)	(C/A)	法人数	割合	法人数	割合
	法人	百万円	百万円	百万円	%	法人	%	法人	%
21	127	181,939	180,864	1,075	0.6	69	54.3	15	11.8
22	119	169,452	169,496	△ 44	△ 0.0	58	48.7	14	11.8
23	120	176,698	168,682	8,016	4.5	55	45.8	11	9.2
24	113	164,737	159,148	5,589	3.4	44	38.9	8	7.1
25	114	168,238	170,224	△ 1,986	△ 1.2	43	37.7	9	7.9

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とします。

(3) 高等学	单校法人									
区分	集計法人数	帰属収入計	消費支出計	帰属収支差額 (C=A-B)	帰属収支 差額比率	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満) (うち△20%未満)				
年度		(A)	(B)	(C=A-B)	(C/A)	法人数	割合	法人数	割合	
	法人	百万円	百万円	百万円	%	法人	%	法人	%	
21	644	715,027	693,565	21,462	3.0	268	41.6	35	5.4	
22	640	757,105	705,958	51,147	6.8	244	38.1	40	6.3	
23	650	776,999	726,453	50,546	6.5	255	39.2	35	5.4	
24	666	786,192	736,396	49,796	6.3	246	36.9	33	5.0	
25	677	791,602	751,947	39,655	5.0	268	39.6	39	5.8	

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とします。

ります。

体の帰属収支差額比率は4・0%とな

次に同比率がマイナスとなっている

年度の38・9%から下降しています。 法人数ですが、114法人のうち43法 人で、その割合は37・7%となり、 24

の法人数は24年度の8法人から9法人 に増加しています。 方で、同比率がマイナス20%未満

### 高等学校法人

年度の36・9%から上昇しました。 3%から5・0%へ下降しています。 法人数も24年度の33法人から39法人に 法人数は、677法人のうち268法 人で、その割合は39・6%となり、 また、同比率がマイナス20%未満の 次に同比率がマイナスとなっている 帰属収支差額比率は、24年度の6 24

## 学校種別の帰属収支差額比率(表2)

増加しています。

### (1)

因と考えられます。 これは、教育研究経費の増加が主な要 1%から5・4%へ下降しています。 帰属収支差額比率は、 24年度の6

35・4%から上昇しています。 その割合は36・4%となり、 学校数は、591校のうち215校で、 次に同比率がマイナスとなっている 方で、同比率がマイナス20%未満 24年度の

少しています。 の学校数は24年度の91校から83校に減

### 短期大学

有状況を分析します。

学校法人の安定的な経営のため

施設・設備の拡充・更新や、

金預金、

有価証券などの運用資産の保

それに対応した各種引当特定資産や現

職給与引当金等の金額

(要積立額)

み立てておくべき減価償却累計額や退

貸借対照表より、学校法人が本来積

ナス2・3%からマイナス1・8%と 帰属収支差額比率は、 24年度のマイ

なっています。

56・4%から下降しています。 その割合は50・4%となり、 学校数は、337校のうち170校で、 属収支差額比率は0・2%となります。 規模な資産処分差額を除けば全体の帰 次に同比率がマイナスとなっている 個別の短期大学で発生した大 24年度の

学校数も24年度の8校から8校に減少 同比率がマイナス20%未満の

### 高等学校

(3)

3校で、その割合は43・0%となり 学校数ですが、1286校のうち55 く2・7%となっています。 帰属収支差額比率は、 次に同比率がマイナスとなっている 24年度と同じ

### の学校数は24年度の109校から12 24年度の43・1%から下降しました。 方で、同比率がマイナス20%未満 (表3)

8校に増加しています。

運用資産と要積立額

### 帰属収支差額比率及びマイナスの割合(学校別)

(1) 大学																
区分	集計	帰属収入計	収入計 消費支出計 帰属収支差額 帰属収支				収支差額比率が	マイナス(0%末	1. 2,							
	学校数	(A)	(B)	(C=A-B)	差額比率			(うち△2	0%未満)							
年度	子权奴	(A)	(D)	(6)	(D)	(D)	(ט)	` ′	(C=A-B)	(C-A-B)	, ,	(C/A)	学校数	割合	学校数	割合
	校	百万円	百万円	百万円	%	校	%	校	%							
21	586	3,237,934	3,030,745	207,189	6.4	230	39.2	97	16.6							
22	579	3,244,917	3,038,182	206,735	6.4	227	39.2	98	16.9							
23	592	3,359,855	3,209,655	150,200	4.5	250	42.2	99	16.7							
24	588	3,294,579	3,092,060	202,519	6.1	208	35.4	91	15.5							
25	591	3,315,646	3,137,069	178,577	5.4	215	36.4	83	14.0							

※大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とします。

(2) 短期大	学								
区分	集計学校数	帰属収入計	消費支出計	帰属収支差額 (C=A-B)	帰属収支 差額比率	帰属収支差額比率がマイナス(0 %未満) (うち△20%未満)			
年度	子仅奴	(A)	(B)	,	(C/A)	学校数	割合	学校数	割合
	校	百万円	百万円	百万円	%	校	%	校	%
21	371	220,097	232,979	△ 12,882	△ 5.9	223	60.1	116	31.3
22	358	209,793	218,142	△ 8,349	△ 4.0	207	57.8	102	28.5
23	353	220,026	214,711	5,315	2.4	193	54.7	95	26.9
24	335	193,970	198,493	△ 4,523	△ 2.3	189	56.4	89	26.6
25	337	196,107	199,608	△ 3,501	△ 1.8	170	50.4	83	24.6

※短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門とします。

(	(3) 高等学	校								
	区分	集計学校数	帰属収入計	消費支出計	帰属収支差額 帰属収支 帰属収支差額比率がマイナス(0%未 差額比率 (うち△2					(満) (10%未満)
3	年度	子仪奴	(A)	(B)	(C=A-B)	(C/A)	学校数	割合	学校数	割合
		校	百万円	百万円	百万円	%	校	%	校	%
	21	1,279	989,088	983,168	5,920	0.6	625	48.9	137	10.7
	22	1,244	980,758	961,935	18,823	1.9	578	46.5	125	10.0
	23	1,263	1,008,733	995,274	13,459	1.3	599	47.4	146	11.6
	24	1,266	1,017,333	989,881	27,452	2.7	546	43.1	109	8.6
	25	1,286	1,038,394	1,010,872	27,522	2.7	553	43.0	128	10.0

※高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門とします。

員の退職金の支払い及び奨学金の支払 (要積立額)に対して十分な運用資産 等の将来的に必要となる資金需要

> られます。 を保有していることが望ましいと考え

しかし、帰属収支差額がマイナスの

なくなると、 べき金額に不足が生じることになりま ている状況になり、 資産を十分に保有できない状況や運用 状況が続く等の要因で資金的な余裕が 部を取り崩して支払いに充て 要積立額に対応する運用 本来保有しておく

### (1) 大学法人

います。 **須は増加しています。** 引当金等の要積立額も増加してお 運用資産、 結果的には24年度に比べて積立不 方では減価償却累計額や退職給 収支状況は改善しているもの 要積立額ともに増 加して

の懸念材料でもあります。

設

・設備等の更新計画を策定する上で

却累計額が年々増加している点も、

つながることも考えられます。

減価 遅れに

て替えや設備等の更新計画の

### (2) 短期大学法人

額は減少しています。 資産売却収入が発生したため、 いますが、個別の学校法人で大規模な 0 運用資産、要積立額ともに増 )増加額が要積立額の増加額を上 た結果、 24年度に比べて積立不足 運用資 加して

### (3) 高等学校法人

います。 運用資産、 要積立額ともに増 加して

足額は増加しています。 の増加を受けて要積立額が増加したた 施設の老朽化に伴う減価償却累計額 結果的には24年度に比べて積立不

> 役立ていただければ幸いです。 し上げます。

今回の集計結果を、

状況を端的に表します。 資産を取り崩す状況が続けば、 のマイナス分を補うために内部留保 帰属収支差額比率は学校法人の収支 帰属収支差額 施設

まとめ

です。 貴重 用計画に従って行っていくことが重 を行う場合には使途目的にかなった運 運用資産の蓄積目標を定め、 だ各学校法人の中長期計画に基づいて 新計画や奨学基金の創設等を盛り込ん この厳しい経営環境を乗り切るため 過 な財源です。 去から蓄積してきた運用資産は、 施設設備の拡充・更 資産運用

校経営を行っていかなければなりませ もに安定的な経営基盤を維持して、 に教育内容の充実・特色化を図るとと 学校法人においては、 これまで以

が求められます。 より を共有し、教学と経営が一体となって、 今後も理事長や学長・ シップの下で、 層の改革に取り組んでいくこと 教職員全体で情報 校長 (T) 1)

査にご協力いただいた各学校法人の皆 後になりますが、 学校法人基礎調

> 校法人における経営改善・発展に向け 様にはこの場をお借りして厚く御礼申 、取り組みの参考にしていただき、

各学 お

問い合わせ先 私学経営情報センター ーメール 03(3230)7840~7843.7850 k-chousa@shigaku.go.jp (私学振興事業本部) 私学情報室

### 運用資産と要積立額 表3

(1) 大学法	人							
区分	集計	運用資産	要積立額			額内訳		積立不足額
年度	法人数	(A)	(B)	減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金	(C=B-A)
	法人	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
21	536	87,400	108,556	77,479	8,832	11,132	11,113	21,156
22	532	87,724	111,795	79,599	9,144	11,890	11,161	24,070
23	541	91,679	118,641	84,067	9,018	12,919	12,637	26,962
24	539	92,870	121,535	86,729	8,536	13,788	12,482	28,665
25	543	94,036	125,028	89,935	8,333	14,226	12,534	30,992
※十尚注1	十尚を設置してい	る学が注しレーホ	+			<u> </u>		

(2) 短期大	で学法人									
年度	集 計 法人数	運用資産 (A)	要積立額 (B)	滅価償却 累計額	要積立額內訳 減価償却 第2号 第3号 退職給与 累計額 基本金 基本金 引当金					
	法人	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円		
21	127	3,395	4,081	3,397	298	139	247	686		
22	119	3,154	3,974	3,311	288	142	233	820		
23	120	3,196	4,101	3,406	256	206	233	905		
24	113	3,047	4,020	3,322	270	207	221	973		
25	114	3,185	4,083	3,423	233	210	217	898		

(3) 高等	学校法人							
年度	集計法人数	運用資産 (A)	要積立額 (B)	減価償却 累計額	要積立 第2号 基本金	額内訳 第3号 基本金	退職給与引当金	積立不足額 (C=B—A)
	法人	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
21	644	9,678	13,033	11,356	851	321	505	3,355
22	640	9,978	13,371	11,712	826	331	502	3,393
23	650	10,315	13,939	12,285	803	333	518	3,624
24	666	10,762	14,483	12,879	776	336	492	3,721
25	677	10,849	15,116	13,489	814	325	488	4,267

<sup>※</sup>運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金です。

<sup>※</sup>短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とします。 ※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金です。

<sup>※</sup>高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とします。
※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金です。

### 平成26年度

# 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの報告

法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを開催しました。 より必要となっています。そこで、 上が喫緊の課題となっており、 学校法人においては、 財政運営と教学の一体改革に取り組むことが何 安定した財政基盤の構築や、 私学事業団では、 昨年度に引き続き、 教育研究の質の 学校 向

### 私学リーダーズセミナー

阪で短期大学編を実施。 学のリーダーが経営面・教学面の知識 めての試みとして、東京で大学編、大 ミナー」を開催しました。今年度は初 ことを目的として「私学リーダーズセ 理事長・学長等経営に責任を持つ私 解決のヒントを得ていただくよう 経営・教学の問題点や課題を共有 グラムを構成しました。 改革に向けた意欲形成を図る 学校種に応

参加者と講師等の交流も深まりました。 は懇親会を催し、和やかな雰囲気の中、 談会を実施しました。 人材バンク」 析を行う個別法人分析会、 (講師等をはじめ、 に関する専門知識を有する外部有識者 と参加者による活発な意見交換が行わ 2日間にわたる講演の後には、 参加法人ごとに財務状況の分 登録者)による専門家相 本事業団の「専門家 1日目の最後に 私学経営 講師

セミナー終了後にアンケートのご協



ーダーズセミナ ー : 東京・大学編 (左から河田理事長、 鈴木国際教養大学理事長・学長、井原実践女子学園理事長)

## 個別法人分析会・専門家相談会

- 今後気を付けるポイントが明確に なった。
- ・ご指導いただいた専門家の先生 あったので、内容のあるご指導を 本学の地域の実情をよくご存 ただくことができた。

### 講演(大学編)

- アクティブ・ラーニングへの意識が を早急に整備する必要性を痛感した。 留学生に対する危機管理の学内体制
- ついて、 監事の監査、 てご講演くださったので、 参考に

- 変化した。 実務的な観点より整理をし 特に業務監査の視点に

なった。

グローバル人材養成の必要性につ て再認識できた。

### 講演(短期大学編)

- をいただいた。 新たな視点の入試広報戦 略のヒント
- 教養に対する学校の意気込みが伺え 短大業界のトップ校の考え方、 ことに感銘を受けた。 地道に確実に改革を続けておられ 特に
- 自校では、 少ないように思うので参考になった。 のポジショニングはよく検討されてい 他の多くの領域からの検討は 学力レベル、 地域等から

### ◇私学リーダーズセミナー

新米学長にとっての学校会計の仕

寧な説明が良かった。

たお話は、非常に参考になった。

目の付け方の、

簡にして要を得

導き出される現象を説明される等。 概況と言いつつも端的にデータから

開催場所・日時:

①東京【東京ガーデンパレス】平成 26 年 12 月 1 日・2 日:大学編 ②大阪【大阪ガーデンパレス】平成 26 年 12 月 11 日・12 日: 短期大学編

紹介します。

講演

「私学を取り巻く諸情勢 「学校会計と経営分析\_

力をいただきましたので、

その

部

対象:理事長・理事・学長・副学長 参加:東京会場 17 法人・大阪会場 19 法人

○1日目	
時間	研 修 内 容 等
10:30~	開会挨拶 理事長 河田悌一
10:45~	講演①「私学を取り巻く諸情勢」 私学経営情報センター職員
11:15~	講演②「学校会計と経営分析」 //
13:15~	講演③ [東京]「国際交流における危機管理とは?〜派遣留学と受入れ留学別に考える〜」中村佳恵氏(日本エマージェンシーアシスタンス㈱ 営業部 部長) 江見裕明氏(同社 営業部 担当部長) [大阪] 「いまどきの10代へ向けた広報のあり方」 横江史義氏(㈱大手町広告 プランニング・クリエーティブ局 局長)
15:00~	講演① [東京]「教育改革に向けて〜能動的な学びによる人間力の育成について〜」得能絵理子氏(㈱アクティブラーニング シニアレクチャラー) [大阪]「事例紹介①-大学ガバナンスと教学改革-」 佐藤清彦氏(学校法人ソニー学園理事、湘北短期大学事務局次長・教務部長)
16:40~	個別法人分析会 (40分入替え制の経営相談) 専門家相談会 (希望法人のみ)
18:00~	懇親会

○2日目	
時 間	研 修 内 容 等
10:10~	講演③ [東京]「監査の現場からみた大学経営〜監査の視点・手法に基づく提案等について〜」 井原 徹氏 (学校法人実践女子学園 理事長) [大阪]「事例紹介②・短期大学の新たな挑戦について〜」 八耳俊文氏 (青山学院女子短期大学 学長)
12:40~	講演⑥ [東京]「世界の大学教育の潮流と日本」 鈴木典比古氏(公立大学法人国際教養大学 理事長・学長、前 国際基督教大学学長) [大阪]「短期大学の生き残りをかけたポジショニングとは」 岩田雅明氏(岩田雅明オフィス代表、前 共愛学園前橋国際大学 大学運営センター長)
14:20~	意見交換会・閉会 (16:00)

※講師肩書は講演時

増しています。

将来、

学校経営の中核

を担う若手職員を対象に、

大学改革に



意見交換会(私学リーダーズセミナー:大阪・短期大学編)

### 意見交換会

私学といっても多様な特徴があ 共通する解決策があることも理解で が認識できた。教育の質保証など、 各学校の問題意識も多様であること

各学校の悩みが分かり、 向けての努力も、 くことができ、 大変刺激になった。 対応についても聞 またそれに

様々な形で改革に向けた取り組みを支 講演依頼等もありました。本事業団は、 します。 加された法人の中 し込みや、 講師、 事業団職員への から、 経営相談

### 私学スタッフセミナ

大学改革には教職協働が不可 特に、職員の能力開発が重要性を 欠であ

> 期間に習得できる、 見交換ができることです。 機会が多い、 ナー」(2泊3日)を開催しました。 とを目的として「私学スタッフセ 向けた知識の習得と意欲形成を図るこ 対抗のディベートがある、 のグループワークが中心、 このセミナーの特長は、 学校法人会計、 改革事例、 ⑤基礎的な知識 ④同世代の職員と語り合 職員の心得、 ⑥講師と率直な意 財務分析等) (高等教育行 ②グループ ①4人1組 ③発言する 私立学校

していきたい」との感想や決意表明 セミナー終了時には、多くの参加者 「大学改革に向け、さらに努力を 「職員の役割と重要性を再認識

チームが対面してのディベート(私学スタッフセミナー:箱根)

### ◆私学スタッフセミナー(2泊3日合宿形式)

①箱根 A 【対岳荘】平成 26 年 9 月 24 日  $\sim$  26 日 ②箱根 B 【対岳荘】平成 26 年 10 月 22 日  $\sim$  24 日 対象: 25 ~ 30歳の大学・短期大学職員

参加:箱根 A・B ともに 24 法人

OIHH	
時間	研 修 内 容 等
13:00~	開会・オリエンテーション
14:10~	講演①「私学行政の現状」 [箱根A]古田和之氏(文部科学省高等教育局 私学部参事官付参事官補佐) [箱根B]麻生 亘氏(文部科学省高等教育局 私学部参事官付学校法人調査官)
15:40~	講演②「大学改革の現状」 [箱根A] 里見朋香氏(文部科学省高等教育局 大学振興課長) [箱根B] /
17:20~	講演③「大学改革のための職員力向上」 [箱根A] 水戸英則氏 (学校法人二松學舍 理事長) [箱根B] 増田貴治氏 (学校法人東邦学園 理事・法人事務局長)
19:15~	想親会

### $\bigcirc$ 2 $\Box$ $\Box$

_	<i>_</i> <u>_                                  </u>	
	時 間	研 修 内 容 等
	08:40~	講演④「大学職員の心得」 [箱根A] 小倉宗彦氏(松本大学 事務局長) [箱根B] 小西靖洋氏(前 学校法人関西大学 常務理事)
	10:25~	講演⑤「私学法解説」 私学経営情報センター職員
	11:40~	講演⑥「学校法人会計基準」 ″
	13:25~	講演⑦「財務分析と経営計画」
	14:25∼	演習(グループワーク)

○3H <b>H</b>	
時間	研 修 内 容 等
08:40~	演習 (ディベート)
10:30~	演習総括
12:45~	修了証書授与・閉会(14:30解散)

※講師肩書は講演時

ありました。 紹介します。 力をいただきましたので、 セミナー終了後にアンケートのご協 その一部を

モチベ 日々の業務 他大学の方と真剣に議論すること できた。全国各地、多様な大学の職 関係法や制度、 員とのつながりができた。 一番大きな自分の糧になった。 ーショ への見方が変わった。 ンアップになった。 情勢等を学ぶことが

が、

人では困難な課題も、

グループで

問い合わせ先 E メ ー 私学経営情報センター 03(3230)7844 · 7848 center@shigaku.go.jp (私学振興事業本部)

私学情報室

解決できるということに気付かされ 互い補うことで良い案ができる、

様々な角度から物事を考え、 協調

より良い大学づくりに貢

できる職員になりたい。

## 魅力あふれる学校づくりを目指して

## 大学図書館における

連載 ③1

学校法人 創価大学 学生の主体的運動と外部資金の活用

がもっている可能性」を意味し、「自分 葉です。「your potential」とは「一人 がステートメントとして掲げている言 を見いだし、「創造的人間」の育成を目 力」と表現しています。学生の可能性 指す創価大学の姿勢を示しています。 Discover your potential 創立50周年を目指す創価大学 自分力の

代ビジネス・英語コミュニケーション) 生が在籍する創価大学と、2学科 職)に約8000名の学部生・大学院 工)、二つの専門職大学院(法務・教 国際教養)、4研究科(経済・法・文・ 済・法・文・経営・教育・工・看護・ 王子市の北部丹木の丘に、8学部(経 大学があります。 に約600名が在籍する創価女子短期 学校法人創価大学には、 緑豊かな八

書館があります。 法科大学院)が、短期大学には香峯図 心に、三つの分館(工学部・看護学部・ は蔵書約100万冊の中央図書館を中 本学図書館では、学生や教員と連携 図書館は全部で5館となり、 大学に

の読書運動を展開しています。また、 して、他にあまり類を見ない学生主体

> います。 し、多方面から高い評価をいただいて 蔵資料の充実に、 学修施設の改善と電子媒体を含んだ所 補助金等外部資金を積極的に利用し その結果、 年々利用状況が向上 全力で取り組んでい

## 「図書館は大学の心臓部

戦することの大切さを教えています。 り、学生に読書―特に古典や名著に挑 して大学における図書館の重要性を語 本学の創立者池田大作先生は、 貫



指針制定10周年を記念する展示会 2014年

読書は 黄金の輝 ます。

価大学図書館指針」として制定してい ました。その中から、次の五つを、「創

読書は 勝利者の源泉

大幅に増加していることは、

この運動

読書は 読書は 偉人への道 幸福の伴侶なり

良書を読め それが正義の人なり 悪書を叩け

させ、ついには全学的な読書運動へと 種学生団体に自主的な読書運動を起こ す。読書に対する機運の高まりは、各 り組む意欲を、 発展しました。 この指針は、本学の学生の読書に取 大いに掻き立てていま

### 学生主体の読書運動

学生は読書感想文や書評の提出でSB 5年には名称を創価大学全学読書運動 ら「読書マラソン」を開始し、 運動を統一する形で2004年4月か 演会を開催しています。大学・短大の した。学部生の推進団体が中心となっ 「Soka Book Wave」(SBW) としま 読書運動を展開していましたが、 当初は学生の様々な団体が、 図書館での企画展示や読書展、 2 0 0 独自に その

> Wに参加し、それを大学院生が添削 アドバイスします。

学年末試験の勉強に励んでいた学生に

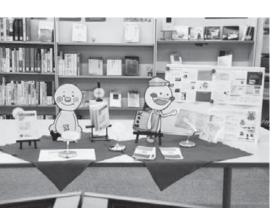
読書の指針となる言葉を贈り

2004年1月には、中央図書館で

習活動支援センター等の多くの教員 などで協力しています。 の担当、各種イベントの学生への告知 また、図書館運営委員会や教育・学 開始して11年。図書館の貸出冊数が 図書館報への寄稿や講演会の講師

の効果が大きいと言えます。 ○中央図書館 2013年度 2003年度 年間貸出冊数 (約8割の増加 約21万7千冊 約12万1千冊

を受賞しました。 T技術を活用したユニークな読書運動 立大学図書館協会から栄えある協会賞 を実現しており、2012年8月に私 さらにこの運動では、 積極的にIC



読書運動オリジナルキャラクタ

## 積極的な新サービスの導入

革を続けており、学生の読書意欲に応 ら積極的に新技術を取り入れるなど改 え、自学習のための環境の充実を図っ 本学図書館では、 図書館開設当初か

積極的に改善を行っています。 館においても、その変化に対応し、電 化が起こり続けています。 修環境の整備等によって、多面的な変 術の発展による様々な電子ツールや、 子資料の充実や、施設設備の改修など、 ラーニング・コモンズに代表される学 近年、大学図書館では、 本学の図書 I C T技

3	1		
見三)ロエ列書書き三式	創価大学開学。図書館を開設	事項	
極好	いっこ	⊒hr	

1 9 7

年

図書館WEBサイトを開設 現在の中央図書館が完成 蔵書検索等をWEB公開 貸出業務のコンピュータ化

2 0 1 1 2010 2007 2005 2004 1 9 7 8 機関リポジトリ導入 全学で電子ジャーナル本格導入 工学部での電子ジャーナル導入 ラーニング・コモンズ設置 ICタグ (UHF帯) 読書運動の開始 図書館WEBサイト全面更新 横断検索サービス導入 読書運動のWEBシステム開発 導入



中央図書館

補助金等外部資金の活用

き、施設設備や図書館資料の充実に用 的に補助金申請し、多くの採択を頂るのが、各種補助金の活用です。積 改善に際して大きな追い風となっ

### 図書館の施設充実

期の開設が実現しました。 設備整備事業」の公募に採択され、早 新設された「私立大学教育研究活性化 ラーニング・コモンズを開設する際、

もったシステムを構築しています。 ゲートの多機能化など、豊富な機能を 力を活かした不明図書の捜索や退館 採択され、約3メートルの読み取り能 立大学等研究設備整備費等補助金」 たUHF帯のICタグ導入の際は、「私 大学図書館として初の導入館となっ

電子ツールの充実

ニュー群(教育研究情報利用支援)」 補助金特別補助:高度情報化推進メ ジャーナル導入の際には、「経常費 大幅拡充を実現しています。 を最大限に活用し、電子ジャーナルの 2007年以降の全学での電子

ています。 Archiveの社会科学分野)が採択され バックファイル一式、Oxford Journals 本のバックファイル(Web of Science 1980年代および1970年代 ンテンツの契約の申請を試みて、3 に、それまで事例のなかったウェブコ ·私立大学等研究設備整備費等補助金\_ データベースの充実に際しては、

徐々に向上しています。 これら継続したサービス改善によ 図書館利用に関する統計数値が



補助金で整備したラーニング・コモンズ

冊と多く、 数の継続的な充実にあります。 万冊を突破し、 す。2013年度には、 学生1人当たりの貸出冊数は年間約22 本学の大きな特徴の一つで 過去最高を記録してい 貸出冊数が20

## 皆様の支援・協力によって実現

げたものです。そしてまた、他大学の に感謝の心で一杯です。 てこそ実現したものであります。皆様 振興・共済事業団の指導・支援があっ めたものです。さらに、日本私立学校 皆様や取引会社の協力を得て、取り組 も、本学の学生・教員と一緒に創りあ これらの図書館の改善は、 いず

がら、「学生第一でさらなる大学発展 を成し遂げる」という熱い思いで、誠 心誠意業務に尽力してまいります。 これからも、 皆様のご協力を賜りな

### ◇◇◇寄稿者紹介◇◇◇

石山 光明 (いしやまみつあき)

を経て2004年に図書館事務室 に配属。2013年より現職 教務部・工学部事務室・管理部 ンキング」の大学図書館部門におい

朝日新聞社の2015年版「大学ラ

ンクインされました。順位上昇の要因

本学図書館が過去最高の12位にラ

継続的な貸出冊数の増加と蔵書冊

特に、

### 特定健康診査 期限と特定保健指導の実施勧奨 の結果デー 夕の提出

定期健康診断終了後は、速やかにご提出ください

福祉部 保健課

### 特定健康診査結果の提出期限 平成26年度

の最終提出期限は、 (26年4月1日~27年3月31日受診分) 平成26年度の特定健診結果データ 27年5月29日とな

ピオ」)の発送に時間がかかります。 するため、結果通知(健康情報冊子「ク わらず、健診終了後の速やかな提出と 健診データの提出は、提出期限にかか 提出時期の分散化にご協力をお願いし 提出期限前は非常に提出件数が集中

健診結果データは、 定保健指導利用券」の送付ができませ 知(健康情報冊子「クピオ」)や「特 んのでご了承ください。 学校法人等からの特定健診に関する 最終提出期限までに到着しなかった 当該年度の結果通

年第157号第1条)に基づくもので 律」第27条及び厚生労働省令(平成19 記録の写し等のデータ提供について 「高齢者の医療の確保に関する法

### 利用券の有効期限 平成26年度特定保健指導

期限は、27年7月31日です。 の利用勧奨をお願いします。 内に初回面談を受けるように対象者へ 26年度の特定保健指導利用券の有効 有効期限

す。 継続して特定保健指導が受けられま 点で特定保健指導は中止となります 合は、有効期限にかかわらず、その時 退職等により加入者資格を喪失した場 (ただし、任意継続加入者になる人は、 なお、特定保健指導利用期間中に、

される場合、 で、ご注意ください。 健指導費用は自己負担となりますの 資格喪失後も保健指導の継続を希望 資格喪失後に発生した保

### 特定保健指導を利用しやすい **垣境作りにご協力ください**

結しており、保健指導対象者には個々 国の特定の医療機関等と集合契約を締 に利用をお願いしていますが、特定保 特定保健指導の利用については、 全

> るため、 健指導機関の多くは、休日は休診とな 利用が難しい状況となってい

ら大変ご好評をいただいています。 合間等の空き時間に利用できることか 校訪問型保健指導」を実施しています。 象者の利便性の向上を目的として「学 この学校訪問型保健指導は、 このため私学事業団では保健指導対 毎年利用されている学校法人等か 授業の

託先である次の保健指導機関へ直接ご としてぜひ利用をご検討ください。 連絡ください。 日頃多忙な教職員の健康管理の一環 なお、希望される学校法人等は、委

## (株)全国訪問健康指導協会

問い合わせ先

力をお願いします。

受付時間 **2**03 (5209) 8553 中前、 (平日) 10時~12時 14時~17時

## ●ヘルスケア・コミッティー

※主に埼玉・千葉・東京・神奈川エ リア対象

問い合わせ先

担当 受付時間(平日)9時~16時 **2**03 (3815) 5006 廣瀬

### 受診勧奨について 被扶養者の特定健康診査の

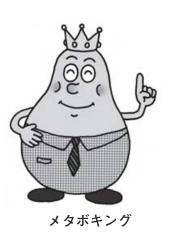
校法人等を経由して加入者に配付して 被扶養者の特定健診の受診券は、 学

いただいています。

千人ほどで特定健康診査対象者の約 受診率が低迷していますが、これは本 受診券を使用された被扶養者は2万7 者共通の課題となっています。 事業団の被扶養者に限らず各医療保険 26・8%です。このように被扶養者の 25年度の特定健康診査の実績では、

ドロームに特化した健診であることと の低迷に影響しているように思われま 検査項目も限られているため、 みならず被扶養者の受診勧奨にもご協 特定健康診査は、メタボリックシン 学校法人等におきましても加入者の ぜひ、配付された受診券を活用し 健康管理に役立ててください。 受診率

ています。 有効期限は、 なお、26年度分の特定健診受診券の 27年3月31日までとなっ



## 資格取得 ・資格喪失報告書の事前受付

3月2日 (月) 受け付け開始・継続資格取得も受け付けます

業務部 資格課

も各種報告の「事前受付」を3月2日(月)から開始します。 今年度からは、継続資格取得も事前に受け付けますので、ぜひご利用ください。 加入者証等をできるだけ早く皆様のお手元にお届けするため、私学事業団では今年 毎年4月は、3月31日の退職や4月1日の採用による報告が集中します

## 事前受付の対象となる報告

事由発生日

4月1日

3月31日

退職

資格取得

所属学校変更

被扶養者認定

### 提出上の注意

①事前受付の対象となる報告書等と、 通常分の報告書等とは、 て提出してください。 必ず区別し

②提出書類は記入漏れや誤りのないよ らいっ 等の加入者として処理されてしま 号番号に誤りがあると別の学校法人 う注意してください。特に、学校記 なりますので注意して記入してくだ い、大変ご迷惑をおかけすることに

④「資格取得報告書」の基礎年金番号 ③「資格取得報告書」を作成する際は、 さい。基礎年金番号の記入が無い資 欄は、資格を取得する人に必ず確認 確認した書類の写しを添付してくだ ずれかを○で囲んでください。 資格を取得する人の私学共済制度の して正確に記入し、基礎年金番号を 加入履歴を確認し、「新規資格取得」 一継続資格取得」「再資格取得」のい

対象となる報告書等

① 資格取得報告書

·新規資格取得

·継続資格取得

·再資格取得\*

④ 資格喪失報告書

② 所属学校等変更報告書

被扶養者認定申請書

(取得と同時申請分に限ります)

任意継続加入者申出用資格喪失報告書 ※任意継続の満了前の再資格取得は対象外です。

> ⑥継続資格取得者の加入者証等は、 証の交付が遅くなります。

失を確認してから加入者証等を交付 得は事前受付での処理はできませ 付で提出されていない場合、 ん。4月1日以後に前任校の資格喪 前任校の資格喪失報告書が事前受 資格取

⑦継続資格取得の加入者に、前任校で ので、被扶養者認定申請書の提出は ときは、自動的に被扶養者として認 すでに認定している被扶養者がいる 定し加入者被扶養者証を交付します

⑧事前受付による資格取得報告も、 します (本誌8月号参照)。 礎年金番号による同一人判定を実施 基

⑨任意継続加入の2年の満了前に4月 資格取得を受け付けます。 間が2年で満了している場合は、 の対象外です。ただし、任意継続期 確認が間に合わないため、事前受付 から採用する人の再資格取得につい ては、任意継続加入者の資格喪失の 再

任校の資格喪失が確認できた後に交 前

付します。

## 加入者証等の取り扱い

①3月31日退職者は、退職日までは加 ることができます。加入者証等は退 職後直ちに回収してください。 入者証等を使用して保険診療を受け

②「資格取得報告書」と「被扶養者認 先に送付される場合がありますの も、被扶養者の認定処理に時間がか で、ご了承ください。 かり、加入者本人の加入者証のみが 定申請書」を同時に提出した場合で

③報告内容の訂正をした場合は、訂正 等は返納してください。 送付しますので、訂正前の加入者証 処理後に正しい内容の加入者証等を なお、正しい内容の加入者証等

送付は4月1日以後となります。

に行います。 なお、訂正の処理は4月1日以後

⑤書類不備等により返送された場合

は、資格取得の確認が遅れ、

加入者

②「任意継続加入者申出用資格喪失報 告書」を提出した後に再就職が決定 の取り下げが必要となります。 人として加入した場合は、任意継続 ら他の健康保険又は共済組合等に本 し、資格喪失日(退職日の翌日)か

養者になるためや、 はできませんので、ご注意ください。 加入するための任意継続の取り下げ 健康保険や共済組合の被扶 国民健康保険に

## 報告内容の訂正

①事前受付の報告書の内容に誤りが 等により手続きをしてください。 あったときは、 必ず | 訂正申出書

格取得報告書は返送します。

# 任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課

### として引き続き任意継続加入者となることができます。 退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者で、 かつ75歳未満の人は、 2年を限度

### ◆利用できる事業

は利用できません。 を除き、休業給付は請求できません。 続して傷病手当金・出産手当金の要件 **短期給付事業**―ただし、在職中から継 (喪失後の給付)に該当している場合 ―ただし、貸付けと積立貯金

※長期給付事業(年金)は継続しません。

### ▼加入の要件

### 以上加入者であった者」 「退職の日まで引き続き1年と1 Ė

次の場合は、申し込めません。

- 4月1日に採用し翌年3月31日に退
- 退職前1年以内に任意継続加入者で
- 退職時に75歳以上である

### ▼継続できる期間

## 「退職の日の翌日から最長2年間で

### 齢者医療制度の対象となるため、2年 の満了前でも自動的に資格喪失します。 ただし、75歳の誕生日からは後期高

### ▼申し出の手続き

を経由して「任意継続加入者申出用資 退職の日から20日以内に学校法人等

> ぜひご利用ください。 手続き(10頁参照)ができますので、 任意継続加入の申し出は、「事前受付」 格喪失報告書」を提出してください。

失を申し出ることはできます)。 できません(月末に任意継続の資格喪 任意継続の申し出を取り下げることは 国民健康保険の被保険者になるため、 申し出後に健康保険等の被扶養者又は 保険が優先されるため、任意継続加入 なお、本人として加入している健康

窓口にお問い合わせください。 金と比較する場合、詳細は市町村等の 減されることがあります。任意継続掛 い止め等)により国民健康保険料が軽 また、離職の理由(倒産・解雇・雇

### ◆加入者証等の送付

り」等を送付しますので、在職中に使用 証や受給者証は必ず返納してください。 者証」及び私学事業団が交付した認定 していた「加入者証」、「加入者被扶養 通知書」及び「任意継続加入者のしお 被扶養者証」)と、「任意継続掛金納付 扶養者がいる人には「任意継続加入者 の住所宛てに「任意継続加入者証」(被 任意継続加入を確認すると、加入者

◆任意継続期間中の掛金等

**す)を全額自己負担**します。 以上65歳未満は介護分掛金を含みま 任意継続加入中は、短期掛金(40歳

なければ2年間は変わりません。 基に算出しており、 ります)か標準給与の月額の上限額を 上初めての退職の場合は減額措置があ (加入者期間15年以上で、かつ55歳以 掛金額は退職時の標準給与の月額 掛金率の変更等が

してください。 座振替はできません。**納付期限を順守** 引が受けられます (前納割引制度)。 や年度末まで(4月~翌年3月分)の **ごと** (4月~9月分・10月~3月分) 括納付があり、一括納付は一定の割 納付方法は、毎月納付のほか、半期 納付通知書による払い込みのみで口

ださい。 **ただく**ことになりますので、ご注意く にかかった医療費等を全額返還してい 取得時に**遡って取り消し**ます。この間 失します。全く納付が無い場合は資格 い場合は、任意継続加入者の資格を喪 納付期限までに掛金の払い込みが無

と同月内に75歳に達したときや、 の掛金は納付しなければなりません。 月の中途で資格を喪失しても、その月 内に就職して他の健康保険に加入し、 なお、任意継続加入者の資格取得月 同月

## ♥脱退(資格喪失)の手続き

たときは、自動的に資格喪失します。 2年満了したときや、75歳に到達し

> ときも資格喪失申出書の提出が必要で 険のある職場に再就職したとき(私学 り替えたい月の前月中に「任意継続加 ます)への加入や、健康保険等の被扶 共済を含みます)、加入者が死亡した れずに)してください。また、健康保 えたい月の前月分までの掛金納付を忘 入者資格喪失申出書」を提出(切り替 養者になることを希望するときは、切 会国保などの国民健康保険組合も含み 2年満了前に、国民健康保険

返納してください。 団が交付した認定証や受給者証は必ず 被扶養者証」及び継続期間中に本事業 「任意継続加入者証」「任意継続加入者 任意継続の資格を喪失したときは、

## 【乃歳以上加入者の喪失等の報告】

になります。 なると短期給付が、それぞれ適用除外 私学共済制度の加入者は原則とし 70歳になると長期給付が、75歳に

期とも適用除外になっても、加入者と です。報告漏れがないか今一度ご確認 しての資格はありますので、 等を忘れがちです。しかし、短期・長 いため、加入者としての各種の届け出 なった以降は、掛金の対象にもならな 出や、退職時の資格喪失の報告は必要 給与改定などの標準給与に関する届け 特に75歳で短期給付が適用除外に 基礎届や

### 父母を認定する場合の収入限度額の合算額の例

いずれの事例も、加入者の年収見込み額が父母の収入合計額を上回っていると仮定します。

事例A	所得の種類	父母の収入		収入限度額
父 62歳	公的年金等	170万円	<	180万円
母 61歳	パート収入(年金なし)	80万円	<	130万円
	父母の収入合計額	250万円	<	310万円

☆父母のそれぞれの収入額、父母世帯の収入合計額のいずれも、収入限度額(合算額)未満なので、 父母ともに被扶養者として認定できます。

事例B	所得の種類	父母の収入		収入限度額
父 68歳	公的年金等	190万円	>	180万円
母 65歳	公的年金等	130万円	<	180万円
	父母の収入合計額	320万円	<	360万円

☆父母世帯の収入合計額は収入限度額の合算額未満で、母の収入は収入限度額未満なので被扶養者として認定できますが、父の収入は収入限度額以上のため被扶養者として認定できません。

事例C	所得の種類	父母の収入		収入限度額
父 70歳	公的年金等	250万円	>	180万円
母 68歳	公的年金等	120万円	<	180万円
	父母の収入合計額	370万円	>	360万円

→母の収入は収入限度額未満ですが、父母の収入合計額(370万円)が父母の収入限度額の合算額(360万円)より多いので、**父母ともに**被扶養者には**認定できません**。

### **Q2** 外国籍の妻を被扶養者に認定できますか。また、添付書類は何を用意すればいいですか。

### **A2**

被扶養者として申請する人及び加入者の国籍は問いません。ただし、外国籍でも扶養する人の続柄や収入等の確認は必要になります。添付書類として代表的な例は次のとおりです。

- ①加入者との続柄、被扶養者の氏名・生年月日・性別が確認できる住民票など※ 1
- ②妻の収入を確認する書類※2
- ③国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認 (3号該当) 届※3 か20歳以上60歳未満の場合に限ります。
- ④国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届※3

### ポイント

- ※1 在留カードをお持ちの人は、住民票で氏名・生年月日・性別が確認できますが、加入者が世帯主でない場合の続柄や、婚姻年月日は住民票で確認ができないため、戸籍や本国の証明等が必要になります。外国語で記載された証明等には、必ず和訳(訳者の記名・捺印が必要)を添付してください。なお、在留カードをお持ちでない人の認定申請をする場合は、私学事業団に個別にご相談ください。
- ※2 収入を確認する書類については、平成26年版事務の手引(106頁)を参照してください。なお、最近来日し、市区町村の非課税所得証明書が交付されない場合は、国内外における収入がない旨を記載した口述書及びパスポートの氏名・出入国年月日の記載されている箇所の写しを添付してください。
- ※3 国内に居住していない配偶者も、国民年金第3号関係の届は提出してください。



### 被扶養者認定申請事例集③

業務部 資格課

10月号から掲載しています「被扶養者認定事例集」の最終回になります。

今回は父母の認定と外国人の配偶者の認定の申請について、事例をあげて説明します。

被扶養者の基本的な事項は、「平成26年版 事務の手引(91頁)第7章 被扶養者」を参照してください。

②1 父親が会社を退職しました。今後、健康保険の任意継続はせず、国民健康保険に加入します。 今まで父親の被扶養者となっていた母親を私の被扶養者として申請したいのですが、できま すか。母親は60歳で年金も他の収入もありません。また、父親は65歳で、退職後は200万円 の年金収入のみで、他の収入はありません。私(加入者)の収入は350万円です。

### **A1**

母親の認定申請をする場合、母親の収入が収入限度額未満である必要があります。

なお、夫婦相互扶助義務の観点から、父親に被用者健康保険(任意継続を含みます)の適用がある場合は母親を被扶養者に認定できません。父母の収入の合計額が父母それぞれに適用される収入限度額の合計額を上回っている場合や、加入者の収入より多い場合も被扶養者に認定できません。

- 1) 母親は60歳以上だが、現在年金を受給しておらず他の収入もない。
  - 60歳以上の場合の収入限度額は、年収130万円未満、公的年金があるときは180万円未満です。
- 2) 父親は退職後は年金収入のみで、国民健康保険に加入している。
  - 父親が被用者健康保険に加入していません。
- 3) 父母の世帯収入は200万円(父親200万円+母親は無収入)で、加入者の年収見込み額は350万円である。
  - この場合の父母の収入限度額の合計額は310万円(父親180万円+母親130万円)です。
  - ☆ 父母の世帯収入は、加入者の年収見込み額よりも少ない額です。

以上1)2)3)の確認により被扶養者として認定できます。父親の退職年月日の翌日が事由発生年月日となり、母親の被扶養者認定年月日になります。

添付書類は次のとおりです。

- ①加入者及び母親の戸籍謄本 🖒 加入者との続柄、母親の生年月日、父親の状況を確認します。
- ②父親の雇用保険離職票の写し又は退職証明書
  - ☆ 父親の退職年月日を確認します。
- ③父親の国民健康保険証の写し
- ④60歳以上の母親が公的年金を受給していない理由を記載した口述書 (母親の記名・捺印が必要)
- ⑤父親の退職後の年金額が分かる改定通知書の写し
- ⑥母親を扶養する旨の口述書(加入者の記名・捺印が必要)









### 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が 確認できるものをお手元にご用意ください。

### 任意継続加入者掛金納付通知書の送付

### (1) 平成27年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と 国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」 を任意継続加入者の住所宛てに送付します。

- (2) 27年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人 3月上旬に27年度分の「任意継続掛金納付通知書」(以 下「納付通知書」といいます)を任意継続加入者の住所 宛てに送付します。
- (3) 27年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の 対象となる任意継続加入者について

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分まで の「納付通知書」を送付します。75歳の誕生月以降は広 域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することに なります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶 養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格 証明書」を任意継続加入者の住所宛てに送付します(「資 格証明書 は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての 人に送付します)。

【業務部 掛金課】

### 短期給付金等の受け取り及び 掛金等の納付方法(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給** 付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・ 貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、 金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付 している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払 込利用申込書 | により、**指定口座からの自動引き落とし** ができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減にもつながります のでご協力をお願いします。

【財務部 経理第二課】

### 貸付けの申込締め切り日に ご注意ください

3月2日送金分は2月13日(金)、3月23日送金分は 2月27日(金)が締め切り日となります。締め切り日(毎 月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上 がりますのでご注意ください。 【福祉部 貸付課】

### 加入者向広報「レター」3月号等の送付

加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法 人等宛てに送付します。送付部数は1月末現在で確認さ れている加入者数となります。不足の場合は広報班まで ご連絡ください。 【広報相談センター 広報班】

### 「事務担当者コーナー」のリニューアル及び 加入者用ログインページの設置

私学共済ホームページの「事務担当者コーナー」 のリニューアル (4月~)と、加入者用ログインペー ジを新たに設置する予定(5月~)です。加入者用 ログインページのユーザー名、パスワードは「レ ター 5月号に掲載する予定です。

【広報相談センター 広報班】

### 月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金 掛金 12月分納期限
6日(金)	貸付 1月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り
25 [ (7]¢)	積立共済年金脱退申出等締め切り
27日(金)	貸付 3月23日送金申し込み締め切り

### 月の共済業務スケジュール

資格 事前受付開始 掛金 1月分掛金口座振替(自振校のみ) 2日(月) 掛金 1月分納期限 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 送金 貸付 2月分定期償還期限

6日(金)

10日(火) 貯金 払込期限(必着)

13日(金) 貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

### INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

### ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ(http://www.shigaku.go.jp/)」、「私学振興事業本部(助成業務)ページ」、「私学共済事業本部(共済業務)ページ」の「年金情報提供サービス」、学校法人向け情報システム(学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等)及び「大学ポートレート(私学版)」は、**2月6日(金)午後5時45分から2月9日(月)午前9時まで**休止します。

なお、停止期間中はメールサーバも停止しますので、事業団宛てに送られたメールは受信できません。その場合、 送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

※「年金情報提供サービス」以外の「私学共済事業本部(共済業務)ページ」は通常どおり閲覧できます。

### 「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。皆様から本誌に対するご意見、ご感想、また取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見をお待ちしています。

【企画室】 ☎03 (3230) 7811・7822 Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 **☎03(3230)1321(代表**)

### 受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

本年度の寄付金配付申請については、

### 3月12日(木)到着分 までを

年度内の配付(送金)とします。

年度内に寄付金の配付を必要とされる場合は、配付申 請書類の提出時期にご留意ください。

なお、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、寄 付金受領書発行に時間がかかります。ご了承ください。

また、寄付金受領書の日付は私学事業団への着金日です。寄付者(法人)の決算時期に留意し、早めにご送金ください。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

### 助成業務の貸付金にかかる償還 のご案内(平成27年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」をご参照のうえ、払 込指定期日までに**私学事業団指定口座にご入金**ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延 損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してく ださい。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込 依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振 込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力 して、お振り込みください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。 特に3月は約定償還月に当たります。お忘れのないようご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03 (3230) 7869~7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

### 宿油施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。 http://www.shigakukyosai.jp/

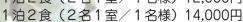
### 名古屋ガーデンパレスへようこそ!

名古屋城や徳川園などの観光スポットを訪れる際に、ガーデンパレスにて名古屋名物をご堪能 いただけるプランをご用意しました。ごゆっくりおくつろぎください。

### 名古屋メシを楽しむ 『名古屋名物宿泊プラン』

夕食は、人気の名古屋名物「ひつまぶし」「味噌煮込みうどん」「味噌カツ」 「手羽先と奥美濃古地鶏」からお選びいただける絶品プランです。

- ■スタンダードシングル 1泊2食(1名1室/1名様) 8,000円
- ●スタンダードツイン
- 1泊2食(2名1室/1名様)12,000円
- ●デラックスツイン





※朝食は、和洋バイキングをご 用意しております。

※2名様よりご予約を承ります。 ※シングルルームでのご宿泊が





ひつまぶし(イメー

その他の「名古屋メシ」(あんかけスパゲティや天むす、台湾ラーメン、喫茶店のモーニングサービスなど)や、近隣の観光スポットなどが掲載され た「名古屋ガーデンパレス てくてくMap」もフロントにてご用意しております。お気軽にお尋ねください。



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT い 名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022(代表) (JR・新幹線「名古屋」駅から地下鉄東山線で「栄」駅下車、①番出口から直進2つ 目信号を左折、徒歩5分)http://www.hotelgp-nagoya.com/

### 融資事業のご案内

### 平成27年度融資のご相談、お待ちしています!

■融資金利表(平成27年2月1日現在)

	返済期間			
融資費目	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)	
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戲室 等の建築事業等並びに校(園)地の 買収事業等	0.9	<sup>年%</sup> 0.5	<sup>年%</sup> 0.5	
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	1.0	0.6	_	
【教育環境整備費】 校教具(※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	_	0.5	5年6か月以内(うち据置6か月)	

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。 校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

### 機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・ 元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定 感のある」本事業団資金のご利用を検討さ れてはいかがでしょうか。

27年度融資のご希望については、2月 下旬から3月上旬頃に照会予定です。

ご相談はお早目にどうぞ

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867 Eメール yushi@shigaku.go.jp